

平成十年通商産業省令第五十四号

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（抄）

（環境影響評価の項目の選定）

第二十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

- 一 水力発電所 別表第一
- 二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第二
- 三 原子力発電所 別表第三
- 四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第四
- 五 太陽電池発電所 別表第五
- 六 風力発電所 別表第六

2 (略)

別表第二（第二十一条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然環境への負荷との豊かな量の程度に触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										
影響要因の区分	大気環境				水環境				その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の	廃棄物等	温室効果ガス等									
	大気質			騒音	振動	水質	底質	地形	その他	及び地質																
	硫酸化物	黄化物	窒素化物	浮遊粒子状物質	遊子状物質	石炭粉じん等	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	富栄養化	水の濁り	水温	有害物質	流向及び流速	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき地質	重要な種及び息地	重要な海域及び生息する動植物	重要な海域及び生息する動植物	地域を徴づける生態系	主要な眺望点と自然及び資源の触れる合併	主要な人間の活動場所	産業廃棄物	残土	二酸化炭素
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○			○	○	○														○					
	建設機械の稼働	○			○	○	○			○		○														
	造成等の施工による一時的な影響								○					○		○		○		○	○					
土地又は作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在			○									○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	施設の稼働	○	○	○																			○			
	排水							○	○																	
	温排水									○		○		○		○										
	機械等の稼働			○		○	○																			
	資材等の搬出入	○			○	○	○													○						
	廃棄物の発生																			○						

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
- イ 工事の実施に関する内容
- (1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
- (2) 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
- (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。
- ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
- (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。
- (2) 燃料の種類は、天然ガス（LNGを含む。）、石炭、石油、副生ガスがある。
- (3) 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。
- (4) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。
- (5) 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転がある。
- (6) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。
- (7) 発電設備から産業廃棄物が発生する。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
- 八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第四（第二十一条関係）

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷		
影響要因の区分		大気環境		水環境		その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	
		大気質		水質	その他	地形及び地盤								
		硫化水素	窒素酸化物	粉じん等	水の汚れ	水の濁り	温泉	重要な地形及び地質	重要な地盤変動	重要な種及び注目すべき生息地	重要な特徴づける生態系	主要な眺望点及び観察資源	主要な人との触れ合いの場	産業廃棄物
工事の実施	工事用資材等の搬出入		○	○									○	
	造成等の施工による一時的な影響					○			○	○	○			○ ○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在						○		○	○	○	○	○	
	施設の稼働	地熱流体の採取及び熱水の還元					○		○					
	排ガス	○												
	排水			○										
	廃棄物の発生												○	

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
- イ 工事の実施に関する内容
- (1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
- (2) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、坑井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。
- ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
- (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有する。
- (2) 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
- (3) 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。
- (4) 排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出する。
- (5) 発電設備から産業廃棄物が発生する。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
- 八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第六（第二十一条関係）

備考

○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

イ 工事の実施に関する内容

- (1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。

(2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。

(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。

口 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

- (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。

(2) 施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。

- 三、この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

四 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性的の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。

七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。